

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和元年12月18日)

〔件 名〕

- 1 「第7期中海に係る湖沼水質保全計画(素案)」に関するパブリックコメントの  
実施結果について  
(水環境保全課)…1
- 2 西部総合事務所生活環境局建築住宅課における個人情報の紛失について  
(西部総合事務所生活環境局)…2
- 3 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について  
(水環境保全課)…3

生活環境部



「第7期中海に係る湖沼水質保全計画（素案）」に関するパブリックコメントの実施結果について

令和元年12月18日  
水環境保全課

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）に基づく「第7期（令和元～5年度）中海に係る湖沼水質保全計画」の策定にあたり、素案に対するパブリックコメントを実施したので、その概要を報告する。

※中海は、水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要がある湖沼として、平成元年2月3日に湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第1項に基づき、指定湖沼に指定された。  
湖沼水質保全計画は、各種水質保全施策を総合的、かつ計画的に推進するための基本計画として、同法第4条第1項に基づき、平成元年度から5年ごとに鳥取・島根両県で策定している。

1 意見の募集期間

令和元年10月29日（火）から11月28日（木）まで（31日間）

2 応募のあった意見等概要

(1) 意見の件数

51件（17名）

(2) 主な意見と対応方針（◎：概ね計画に反映している26件、△：今後の検討課題1件、－：その他24件）

区分	主な意見	対応方針等	対応
水質	目標値は、第4期から第5期と上昇し、第6期には高止まりしている状況で、これ以上改善が図れるのか。	水質は長期的に改善傾向にあり、特にCOD（化学的酸素要求量）は第6期の目標を達成している。今後も更なる改善を目指して、継続的な対策を推進する。	◎
	水質改善の一つの方法として流動の改善があるが、中海ではどのような方法が考えられるか。	地形的に水が滞留しやすい特性の米子湾に流動促進装置を試験導入するなどしたが、コスト面も含め、有効な対策とはなっていない。今後も、幅広く効果的な水質改善策を検討する。	◎
	SDGsの考え方が広がっている。そのことに関連し、マイクロプラスチックの啓発が必要ではないか。そのような文言があっても良いのではないか。	マイクロプラスチックなど水環境を取り巻く新たな環境問題について情報収集することを計画へ記載する。	◎
流出水対策	下流の加茂川調査ポイントは、橋本等、他地区からの流水も合流するので比較するのは適当ではないと考えている。今の調査地点には、他の地区の水も流れ込んでいる。	農業地域対策の効果をも適切に評価できるよう、地域のみなさまの御意見を伺いながら調査を進めたいと考えている。	△
調査研究	中海の貧酸素の問題に関して、中海へ酸素を供給することで解決しないのか。	中海では塩分成層で下層が貧酸素になりやすい特徴がある。貧酸素の改善のため、下層に酸素を供給することが有効であると考えている。しかし、中海全体の貧酸素の改善は難しいため、局所的に貧酸素を改善することを教育機関と連携して共同研究を進めている。	◎
	水質改善の指標として、硫化水素も毒性の観点で調査して欲しい。風が吹くとヘドロが舞い上がり生物が死ぬということも考えられる。さらに底質土壌も含めて調査が必要と考える。	硫化水素は下層の貧酸素に起因して発生することから、下層の溶存酸素に注目して、引き続きモニタリングしていく。また、底質調査等も検討する。	◎
ラムサール条約湿地の保全	シンボルマークは、素晴らしいものなのに宣伝が不足していると感じる。これを活用しながら、水質改善に繋げていけば良いと思う。	令和2年度にはラムサール条約湿地の登録から15年を迎える。これらの節目に向けてラムサールのシンボルマークを活用しながら国内外に情報発信や普及啓発を行い、湿地の賢明な利用や環境保全意識が醸成できるよう取組を進める。	◎

（参考）11月16日（土）～17日（日）に米子市、境港市で地元説明会を開催した。

※その他24件は、地元説明会での一般的な質問等を含む。

3 今後のスケジュール（予定）

令和元年12月20日 鳥取県環境審議会大気・水質部会審議  
令和2年 1月 鳥取県環境審議会全体会審議  
1月～ 関係市の意見聴取  
2月～ 国との協議（河川管理者（国土交通省）及び環境省）  
3月 計画の告示

## 西部総合事務所生活環境局建築住宅課における個人情報の紛失について

令和元年12月18日

西部総合事務所生活環境局

西部総合事務所生活環境局建築住宅課において、県営住宅の家賃納付指導業務のため持ち出した納付指導日誌のコピーを職員が紛失する事故が発生したので報告する。

今後は、組織として個人情報の取扱いに関する認識の甘さを是正するため、現在の納付指導に係る個人情報の取扱いについて再点検し、徹底した再発防止に努める。

### 1 概要

令和元年11月29日(金)夕方、家賃納付指導員が納付指導のため県営住宅の団地を訪問する際、確認用に持ち出した納付指導日誌のコピー(2枚)を車のドアポケットに入れて外出した。納付指導を終えて帰庁した際、ドアポケットから当該日誌のコピー2枚が無くなっていたことに気づき、個人情報の漏洩の可能性があることが判明した。

### 2 紛失した個人情報等

当日納付指導予定の入居者(11名分)の団地名、住宅番号、氏名、滞納月数、月額家賃、滞納金額、指導内容

### 3 紛失の原因

納付指導日誌のコピーを当該納付指導員がそのままの状態での車のドアポケットに入れたことによる。また、納付指導員が納付指導のため入居者宅へ訪問する際には、訪問先や指導内容について、事前に所属長の承認を得た上で行っているが、個人情報の持ち出し方について、所属長や上司が把握できていなかったことも一因となった。

なお、公用車から離れる際には車を施錠していたことから、盗難による紛失の可能性は低いと思われる。

### 4 対応状況

- ・11月29日(金)午後8時30分以降、30日(土)及び12月1日(日)に、日誌のコピーを落とした可能性のある境港市内の県営住宅敷地内、公用車の車内及び駐車場、総合事務所内執務室内を捜索したが見つからなかった。
- ・12月2日(月)～4日(水)、当課課長と当該納付指導員が個人情報漏洩の可能性のある11名の住戸に出向き、経緯を説明して謝罪した。当該入居者からは理解は示されたものの、被害があれば連絡するという意見もあった。

### 5 再発防止策

- (1) 個人情報を持ち出す際には、必ずカバンの中に入れて外部から見えない状態にする。
- (2) 車内では不必要な個人情報をカバンの中から取り出さない。
- (3) 納付指導員が納付指導に出かける際には、納付指導内容だけでなく、個人情報の持ち出しの有無や持ち出し方についても事前に所属長等の承認を得た上で、複数体制で確認を行う。
- (4) 所属内で定期的、継続的に情報セキュリティ研修を実施する。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和元年12月18日

生活環境部

【変更分】

主 務 課	工 事 名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工 期	契約年月日	変更理由
くらしの安心局 水環境保全課 (中部総合事務所 県土整備局)	天神川流域下水道事業幹線管渠更生工事(その7)	東伯郡 湯梨浜町 はわい長瀬 外	株式会社 井木組 代表取締役 井木 敏晴	(当初契約額) 96,250,000	令和元年6月6日 ～令和2年1月16日	(当初契約年月日) 令和元年6月6日	
				(第1回変更後契約額) 98,946,100  (変更額) 2,696,100	(変更なし)	(第1回変更契約年月日) 令和元年11月21日	工事の際に管路内の洗浄を行ったところ、堆積した汚泥を撤去するため、汚泥処分費を追加したことによる工事費の増。

